

高分子凝集剤納入資格に関する技術審査会要綱

（目 的）

第1条 この要綱は、当社に対して高分子凝集剤の納入を希望する高分子凝集剤製造会社（一部を他社製品（OEM 契約に限る）による製造を含む。以下「納入希望者」という。）が、安定した納入体制及び適正な高分子凝集剤関連技術等を有していることを客観的かつ適正に審査し、納入希望者の納入資格を公平に判定することを目的とする。

（設 置）

第2条 前条の目的を達成するため、高分子凝集剤納入資格に関する技術審査会（以下「技術審査会」という。）を設置する。

（組 織）

第3条 技術審査会の委員長は、保全・新技術担当部長とし、副委員長は調整課長、水質技術担当課長とする。

2 委員は汚泥処理に関する経験や知見を有する社員とし、委員長が指名する。

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、指名された日から当該年度末までとする。

（関係職員の出席）

第5条 委員長は、必要に応じて、技術審査会に関係社員を出席させることができる。

（調査員の選任）

第6条 委員長は、納入希望者を審査するために必要な調査員を選任する。

2 調査員は、「高分子凝集剤納入資格に関する技術審査会評価要領」（以下「評価要領」という。）に基づき、納入希望者を評価する。

（技術審査会の開催）

第7条 技術審査会は、原則として委員長が招集し、開催する。

（審査の対象）

第8条 審査の対象は、当社が定める期間内に申請書類を提出した納入希望者とする。

（審 査）

第9条 審査項目は、書類審査及び技術審査とする。

2 技術審査会は、調査員が実施した評価結果を基に納入希望者を審査し、納入資格を判定する。

3 納入資格は、書類審査及び技術審査それぞれについて、評価要領に定める基準をともに達成している場合に有しているものとする。

4 技術審査は、書類審査の総合評価で「可」と評価された納入希望者を対象に行う。ただ

し、技術審査会の判断において、この技術審査を省略することがある。

（納入資格の制限）

第 10 条 現在納入中の納入希望者が、「高分子凝集剤納入資格に関する技術審査会評価要領」第 4 条に定める「納入実績の評価」において「不可」と評価された場合には、納入資格を制限できる。なお、納入資格の制限は、「不可」と評価された事業所に限る。

（審査結果）

第 11 条 委員長は審査結果を指名業者選定委員会に報告する。

（事務局）

第 12 条 技術審査会の事務処理を行うため、調整課及び水質課に事務局をおく。

附 則

この要綱は、平成 8 年 8 月 20 日から施行する。

この要綱は、平成 14 年 8 月 22 日から施行する。

この要綱は、平成 16 年 2 月 10 日から施行する。

この要綱は、平成 19 年 9 月 6 日から施行する。

この要綱は、平成 22 年 9 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 24 年 11 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 28 年 5 月 30 日から施行する。

この要綱は、平成 29 年 5 月 30 日から施行する。

この要綱は、平成 30 年 5 月 30 日から施行する。

この要綱は、令和 2 年 2 月 10 日から施行する。

この要綱は、令和 4 年 5 月 23 日から施行する。